

# 京丹波町高齢者福祉計画 及び第5期介護保険事業計画 (概要版)



## 【目次】

|     |                            |    |
|-----|----------------------------|----|
| 第1章 | 計画の基本的な考え方                 | 1  |
| 第2章 | 京丹波町の高齢者を取り巻く状況            | 3  |
| 第3章 | 基本理念と施策の体系                 | 6  |
| 第4章 | 施策の展開                      | 9  |
| 第5章 | 介護サービス充実と質の向上              | 11 |
| 第6章 | 介護保険給付費、地域支援事業費の見込額及び介護保険料 | 13 |
| 第7章 | 計画の推進に向けて                  | 15 |

平成24年3月  
京丹波町

# 第1章 計画の基本的な考え方

## ① 計画策定の趣旨

本町における平成22年10月1日現在の65歳以上人口は、5,481人（平成22年国勢調査）で高齢化率34.8%と国の平均を大きく上回っており、介護保険制度が開始された平成12年の29.2%からは10年間で5.6ポイント上昇し、今後は確実に超高齢社会を迎えようとしています。

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者に加え、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者、認知症を有する高齢者の数も増加すると見込まれており、核家族化などの進行によるひとり暮らし・高齢者のみの世帯の増加も踏まえつつ、高齢社会において、「住み慣れた自宅や地域で暮らし続けたい」という高齢者のニーズにどのように応えていくかが大きな課題となっています。

国は、高齢者が介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援のサービスが包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、それぞれの地方自治体にふさわしいサービスの提供体制の実現を求めています。

このような国の動向とともに、本町における高齢者福祉事業及び介護保険事業の状況、高齢者の実態などを踏まえたうえで、高齢者の自立した生活に向けて、高齢者福祉施策の展開、円滑な介護保険事業の運営ができるよう「京丹波町高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定することとします。

## ② 計画の位置づけ

### （1）法令の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する「介護保険事業計画」を一体的に「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」として策定します。

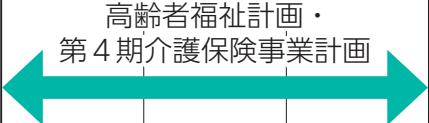

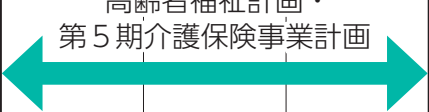

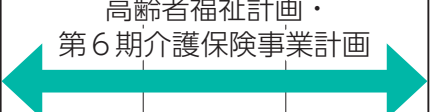
### （2）他の計画との関係

本計画は、「京丹波町総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置づけられるものです。

本計画に位置づけられる具体的な事業は「京丹波町総合計画」の実施計画と調整を図りながら進めていきます。

### ③ 計画の期間

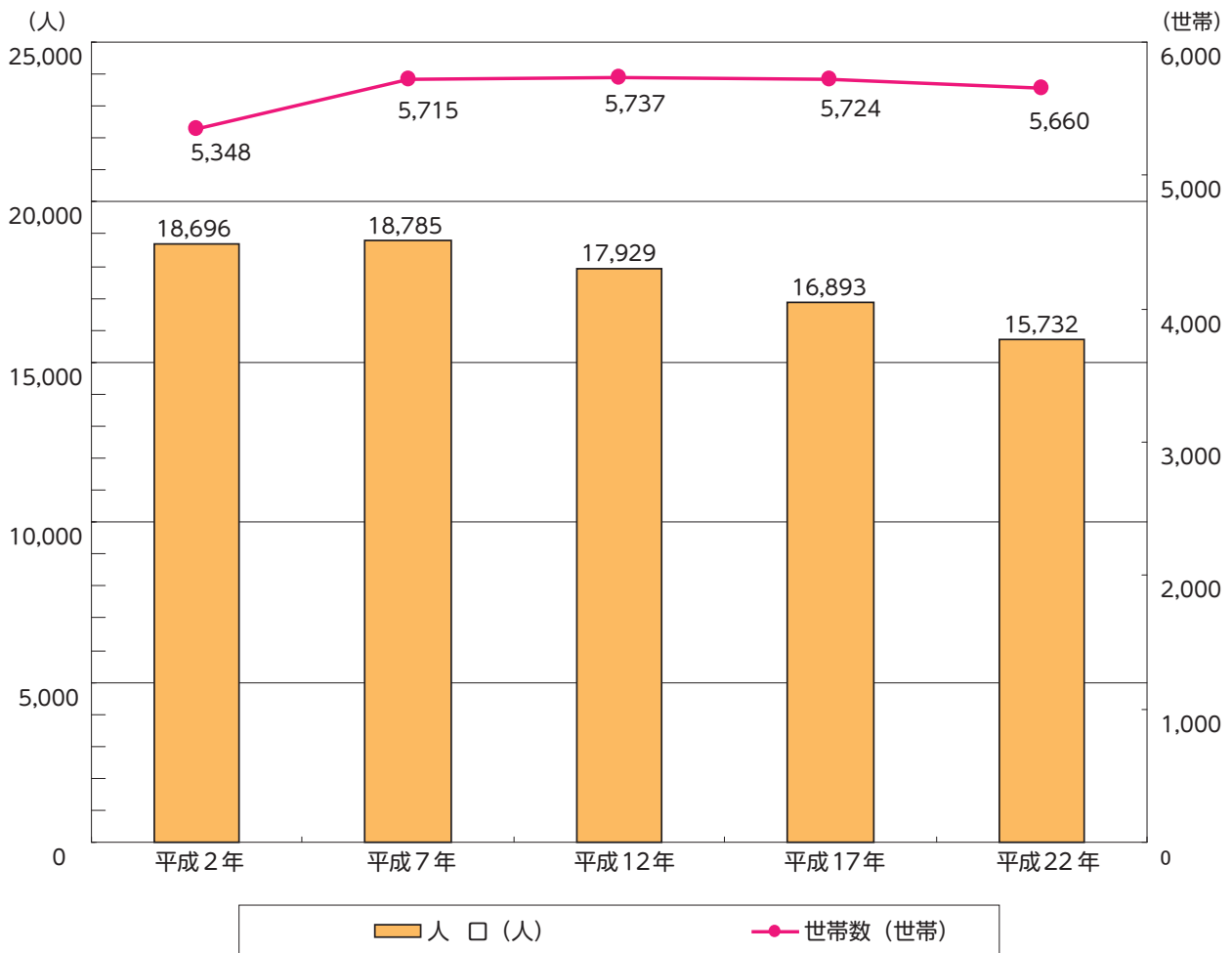
計画期間は、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間とします。

| 平成21<br>年度   | 平成22<br>年度 | 平成23<br>年度   | 平成24<br>年度  | 平成25<br>年度 | 平成26<br>年度  | 平成27<br>年度   | 平成28<br>年度 | 平成29<br>年度 |
|--|------------|--|---|------------|---|--|------------|------------|
| <br>高齢者福祉計画・<br>第4期介護保険事業計画 |            |  |   |            |   |  |            |            |
|  |            | <br>見直し | <br>高齢者福祉計画・<br>第5期介護保険事業計画 |            |   |  |            |            |
|  |            |  |   |            | <br>見直し | <br>高齢者福祉計画・<br>第6期介護保険事業計画 |            |            |

## 第2章 京丹波町の高齢者を取り巻く状況

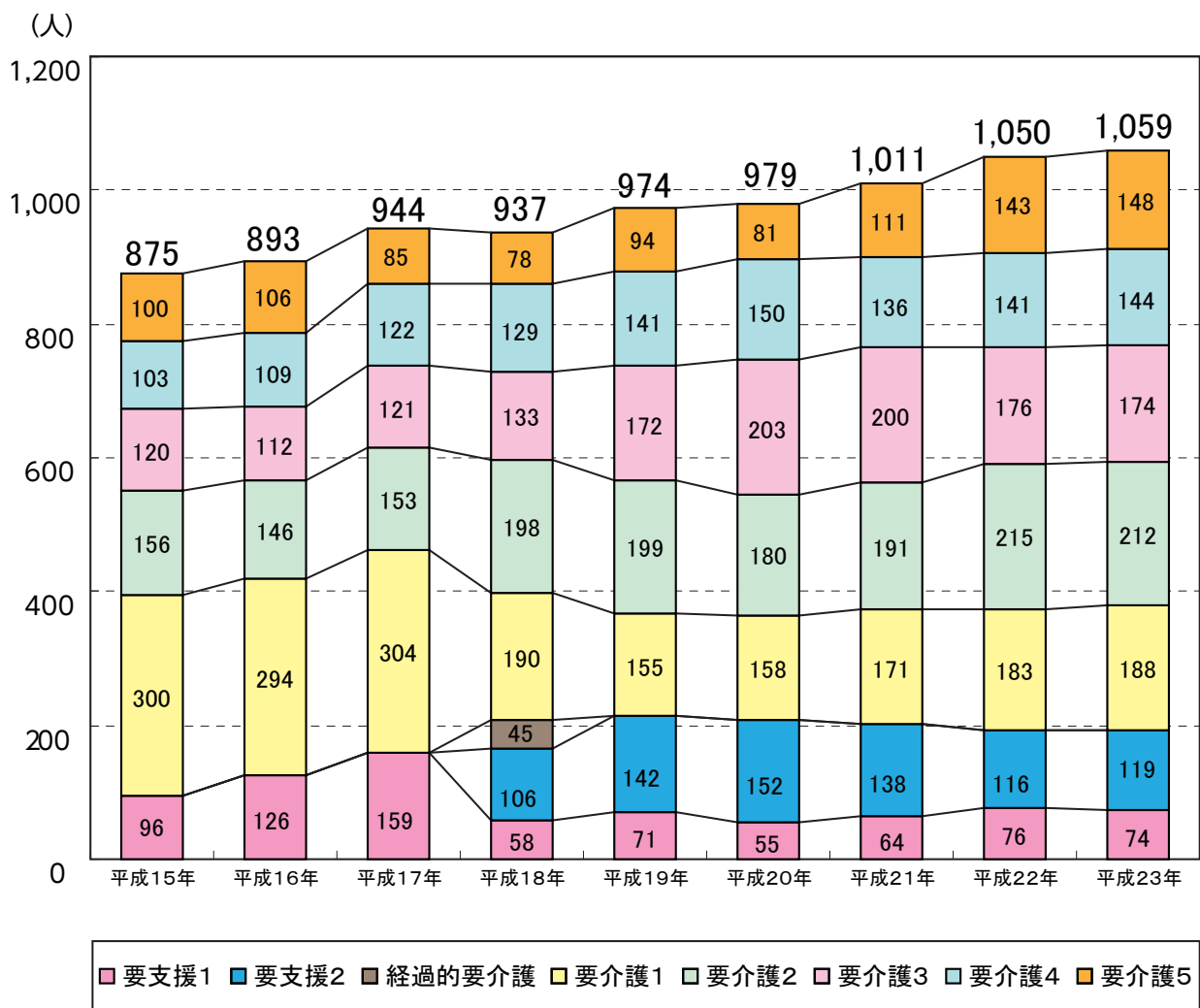
### ① 人口、世帯数の推移

- 平成22年(国勢調査)における人口は15,732人、世帯数は5,660世帯となっています。
- 人口は平成7年の18,785人をピークに減少し、世帯数は平成12年から減少しています。
- 人口に占める高齢者の割合は、65歳以上、75歳以上とも増加しています。
- 京都府平均と比べると、65歳以上、75歳以上とも、大幅に比率が上回っており、本町は高齢化が進んでいます。



## ② 要介護認定者数の推移

- 平成 23 年(4月現在)における要介護認定者数は、1,059 人となっています。
- 要介護認定者数は年々増加しており、高齢化の進行とともに今後も増加するものと見込まれます。



## ③ 京丹波町の高齢者を取り巻く状況からみた課題

### 高齢化に対応した地域包括ケアシステムの構築

本町においては、平成7年以降人口が減少してきています。一方で高齢者の総人口に占める割合は大きくなってきており、平成22年の高齢化率は34.8%となっています。高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦世帯や要介護認定者が増加してきており、高齢者を支える介護力は低下すると見込まれます。

このため、介護・医療・保健・福祉の各サービスが切れ目なく提供できるような、まさにオール京丹波町の地域包括ケアシステムの構築が急務な課題となっています。

### 高齢者施策、サービスの充実

アンケート調査結果では、約5割がサービスや施設の充実のためには保険料が上昇するのはやむを得ない、約3割がサービスや施設を増やさず保険料を上げない、と答えています。また、約6割の人が生活状況で「苦しい」「やや苦しい」と答えています。

今後の高齢化には、一定のサービス確保は避けられない状況であるものの、受益と負担のバランスに考慮しながら、一般施策も含めたサービスのあり方を検討することが課題です。

### 施設整備のあり方の検討

今後の高齢化、家族介護力の低下にあっては、施設による介護ニーズもますます高まることが想定されます。本町では現在の介護保険施設は、満床状態であり入所申込者も慢性的に増加してきています。

このため、ニーズを勘案しながら施設整備のあり方の検討が課題となっています。

### サービス提供体制の整備

本町では、一定のサービス基盤は整備されていますが、事業所ではマンパワーの不足から利用者のニーズに必ずしも応えきれていない面もみられます。今後は、的確な利用者ニーズを把握し、これに対応しうるサービス提供を図っていくことが必要です。

このため、事業所の人材の確保に向けた支援が課題となっています。

# 第3章 基本理念と施策の体系

## ① 基本理念

### みんなで支える“輝く生涯”

### あたたかな心でつくる安心・健康・いきいき 京丹波

高齢者一人ひとりが自分にあった暮らしのなかで、心豊かに生きがいをもって地域や周りの人との関わりを持ちながら、健やかに暮らし続けていくことは、個人の問題にとどまらず地域でのまちづくりに大きく貢献することにもつながります。

永年、住み慣れた京丹波町で、本人の生きがい達成のために活動し、自分自身も地域の支えあいの一翼を担うことで、本人だけではなく、支援を必要としている高齢者をはじめ、地域全体の支え合いを通じて、みんなが安心して住み続けられるようなまちづくりを目指します。

## ② 施策の体系

高齢者の自立を支える  
地域づくり

高齢者の  
生きがいづくり

自立のための  
生活支援の充実

介護サービスの  
充実と質の向上

### 基本理念

みんなで支える、輝く生涯  
あたたかな心でつくる安心・健康・いきいき  
京丹波



## 計画の目指すもの

京丹波町方式の地域包括ケアシステムの構築と充実

認知症対策の充実

地域福祉の推進

高齢者虐待の防止

社会参加の促進

介護予防等の充実

日常生活支援の充実

在宅介護者への支援

住環境の充実

居宅サービス

地域密着型サービス

施設サービス

サービスの質的向上の促進

## 施策の展開

介護・福祉・保健・医療との連携、地域包括ケアシステムネットワーク協議会、(仮称)地域包括ケア相談所、地域包括支援センター機能の充実  
介護予防マネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント

認知症予防事業の推進、認知症サポーターの育成、認知症高齢者及び介護者への支援

地域活動の促進と組織づくりの支援、関係機関との連携強化 災害時要援護者支援の充実

高齢者虐待の防止 (高齢者を守るネットワーク協議会)

老人クラブ活動への支援、シルバー人材センターへの支援、ボランティア活動の支援、生涯学習・スポーツ活動の支援

一次予防事業、二次予防事業における介護予防事業の推進

在宅高齢者への支援、高齢者のみ・高齢者ひとり暮らし世帯への支援

家族介護者への支援の充実

養護老人ホーム、ケアハウス、高齢者安心サポートハウス、介護予防安心住まい推進事業

(介護予防)訪問介護、(介護予防)通所介護、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)福祉用具貸与、居宅介護支援(介護予防支援)、(介護予防)住宅改修、居宅介護支援・介護予防支援 など

(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

介護サービス提供事業所への支援、サービスの質の向上の推進、介護サービスに関する情報提供の充実、介護給付等費用の適正化、介護職員等の確保

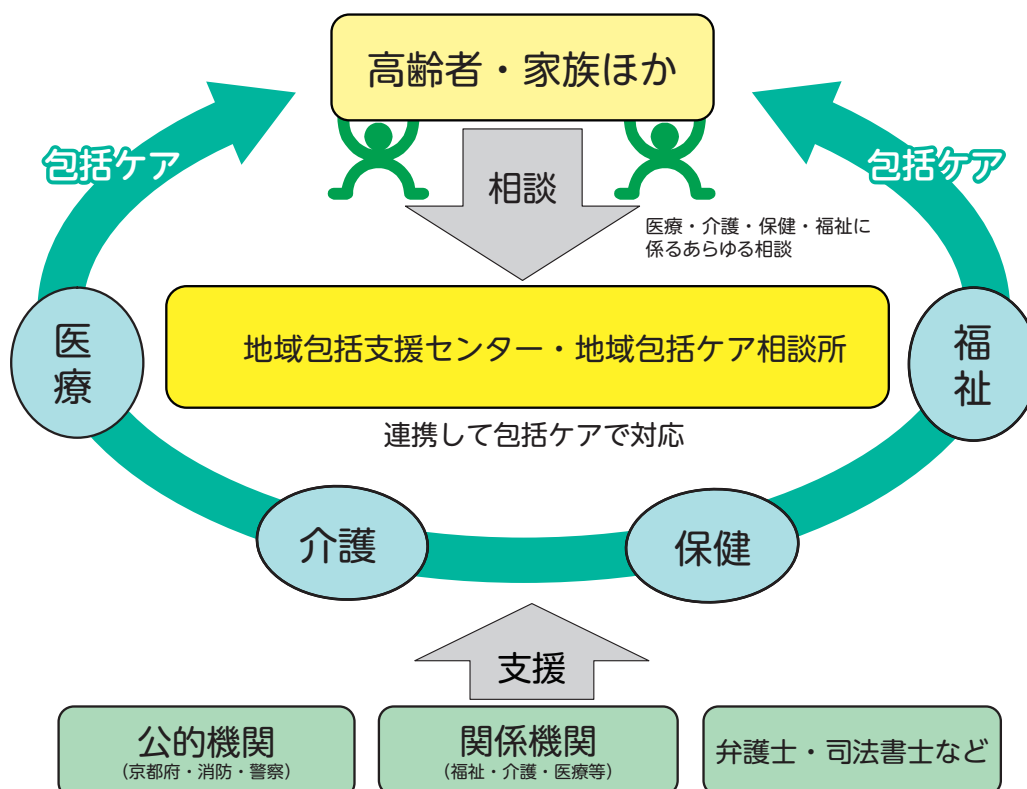
# 第4章 施策の展開

## 高齢者の自立を支える地域づくり

### ① 京丹波町方式の地域包括ケアシステムの構築と充実

地域包括支援センターについては、さらなる機能拡充を図るとともに、高齢者が地域で気軽に相談できる場所として、地域包括ケアシステムネットワーク協議会の枠組みを活用し、町内の医療機関や居宅介護支援事業所、福祉施設などに町独自の（仮称）地域包括ケア相談所を設置し、それぞれの高齢者のニーズに応じた介護サービスや医療サービスはもとより、地域の社会資源も活用した切れ目のないサービスを提供できるよう、継続的かつ包括的な地域包括ケアが行われる体制の構築を図ります。

《京丹波町方式の地域包括ケアシステムのイメージ》



## ② 認知症対策の充実

認知症の予防や早期治療を通して、進行を緩やかにすることができるため、医療機関と連携するとともに、地域包括支援センターを中心とした相談窓口の充実を図り、必要に応じ、介護サービスの利用や権利擁護事業へとつなげる体制を充実します。

また、認知症サポーター養成講座の開催等を通じて認知症への理解を深め、普及啓発を行っています。

## ③ 地域福祉の推進

豊かな知識や経験を持った高齢者が、さまざまな場面を通じて地域社会に広く貢献できるよう、地域活動の促進や各種ボランティア団体などと協力し、地域での支えあい活動の推進を図っていきます。

## ④ 高齢者虐待の防止

本町では、保健、医療、福祉、介護保険事業所、司法、警察、消防等の関係者からなる「京丹波町高齢者を守るネットワーク協議会」の体制をさらに強化し、虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止のため連携を図っていきます。

また、事案が発生した場合は、個別のケース会議の開催や弁護士等と連携し早期に解決できるような的確な対応をとります。

# 高齢者の生きがいづくり

## ① 社会参加の促進

高齢者の意欲や自主性を尊重しながら、地域における高齢者の社会参加が促進されるように老人クラブ、シルバー人材センター、ボランティア活動などの支援を行います。

## ② 介護予防等の充実

健やかで明るくいいきいきと暮らすためには、高齢者ができるだけ介護を必要としないよう、また、介護が必要となる状態を少しでも引き延ばせられるようにするための健康づくり、介護予防への取り組みを図り、充実させていきます。

# 自立のための生活支援の充実

## ① 日常生活支援の充実

高齢者が安心して自立した生活を続けていけるよう、また、生活の質が確保されるように、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などに対する生活全般にわたる支援を行っていきます。

## ② 在宅介護者への支援

介護者の心身の変化に対応できるよう介護者の身体的・精神的負担を軽減するため、家族介護者同士の交流会や教養・文化行事等を開催するなど、必要に応じた支援を行っていきます。

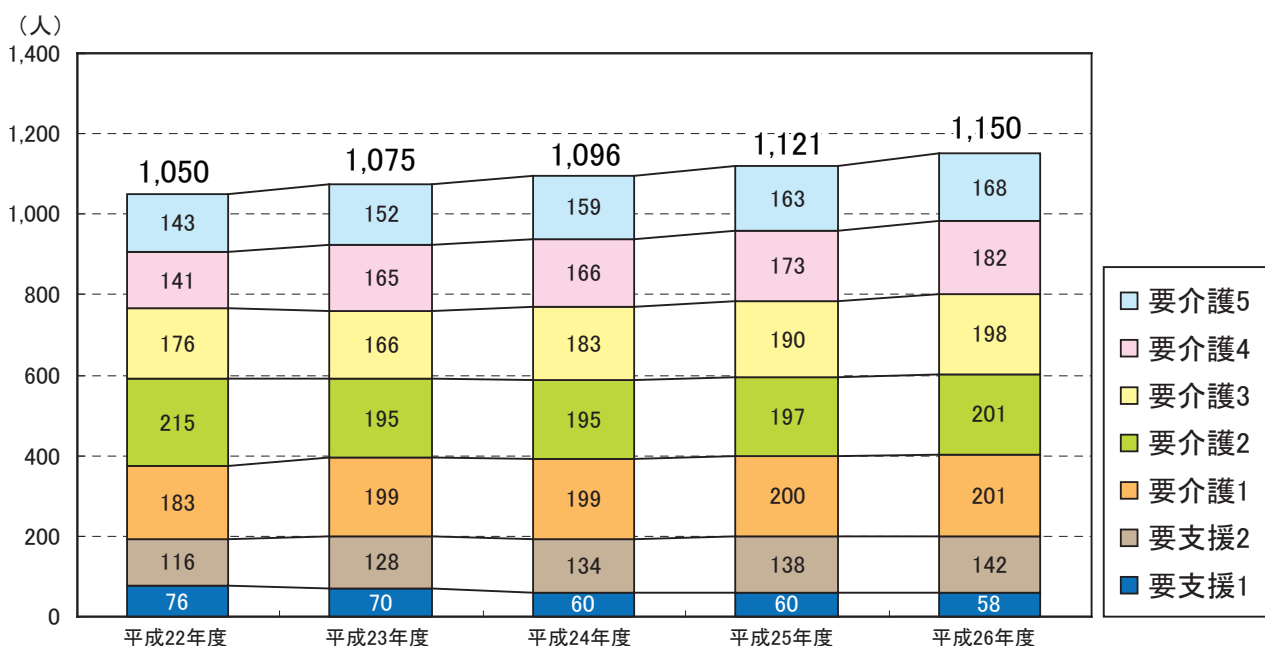
## ③ 住環境の充実

施設における福祉サービスの充実及び高齢期になっても住み続けることができる高齢者の住まいの充実に努めます。

# 第5章 介護サービス充実と質の向上

## ① 要介護認定者数の推計

●要介護認定者数は、年々増加傾向となっています。第1号被保険者の増加とともに、認定者数は増加していくものと見込んでいます。平成26年度には、全体で1,150人となる見込みです。



## ② 介護サービスの見込み

|            | サービス                                      | 今後の取り組み   |
|------------|---|---|
| 居宅サービス     | 訪問介護・<br>介護予防訪問介護                         | 介護予防事業との連携により高齢者の居宅での生活を維持していくため、十分なサービスが提供できるよう訪問介護員の確保に向け事業者と連携を図ります。<br>また、利用すべき対象者へ制度の理解を広め、高齢者の居宅での生活を支援し自立を援助していきます。<br>なお、第5期計画期間中に事業者によるサービスの拡充が検討されています。 |
|            | 訪問入浴介護・<br>介護予防訪問入浴介護                     | 利用者のニーズに対応できるよう訪問介護員等の確保に向け事業者と連携を図ります。   |
|            | 訪問看護・<br>介護予防訪問看護                         | 医療的管理を要する点から在宅生活を支えるサービスとして重要性が増しており、医師・看護師等の確保に向け事業所と連携を図るとともに、地域包括ケアを推進する上で欠くことのできないサービスとして、重点的に支援します。  |
|            | ハビリテーション・<br>介護予防訪問リハビリテーション              | 今後、外出困難な高齢者が増加することから、ますます重要なサービスとなります。ニーズに対応するため専門職の確保に向け事業者と連携を図ります。   |
|            | 居宅療養管理指導・<br>介護予防居宅療養管理指導                 | 医師等をはじめとする専門職の確保に向けて事業所との連携を図るとともに、サービスを通してより一層の介護予防の啓発に努めます。   |
|            | 通所介護・<br>介護予防通所介護(デイサービス)                 | サービスの利用ニーズに対応した供給体系の検討が必要となっており、サービスの確保に向け事業者と連携を図ります。<br>なお、第5期計画期間中に事業者によるサービスの拡充が検討されています。   |
|            | 通所リハビリテーション・<br>介護予防通所リハビリテーション(デイケアサービス) | 利用ニーズが高まっており、増加が見込まれるため、サービス提供体制の確保に努めます。   |
|            | 短期入所生活介護<br>・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)        | 利用ニーズが高く、サービス利用者の増加に対応できるよう、また緊急時における利用にも対応できるよう事業者と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。<br>なお、第5期計画期間中に事業者によるサービスの拡充が検討されています。  |
|            | 短期入所療養介護・<br>介護予防短期入所療養介護(ショートケア)         | 利用ニーズが高まっており、短期入所生活介護との連携を図りながらサービス提供体制の確保に努めます。  |
|            | 特定施設入居者生活介護・<br>介護予防特定施設入居者生活介護           | 現在、町内には有料老人ホームや軽費老人ホーム等の施設はありませんが、町外の施設の利用が見込まれています。  |
|            | 福祉用具貸与・<br>介護予防福祉用具貸与                     | 貸与を通じて利用者の自立支援や生活機能の向上、介護予防が達成できるよう適切な利用を促進します。   |
|            | 特定福祉用具販売・<br>特定介護予防福祉用具販売                 | 高齢者の自立支援、介護予防や介護者の負担の軽減を図る重要なサービスであり、利用者、事業者及び介護予防支援専門員への適切な利用のための広報、指導を行います。   |
| 地域密着型サービス  | 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護                 | 第5期計画期間で事業拡大の予定はありません。  |
|            | 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護             | 認知症を伴った独居の要介護認定者が今後増加してくると思われ、重要なサービスと考えられ、平成23年度に整備されたことにより利用ニーズに対応した一定分のサービスが確保できるものと考えられます。  |
|            | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護                      | 施設の入所待機者が増加しています。より身近な地域においてサービスが受けられるよう、施設整備の必要性が高まっています。町内において施設整備が検討されています。  |
|            | 住宅改修費                                     | 利用者が住み慣れた自宅で自立した生活が送れるよう住環境改善を支援していきます。また、利用者へ適切な制度利用のための広報を行うとともに、施工業者への制度の周知に努めます。  |
|            | 居宅介護支援・介護予防支援                             | 利用者の立場に立った適切なケアプランの作成が行われるよう、困難ケース等の相談や情報交換など介護支援専門員と連携を図ります。また、介護支援専門員の養成や資質の向上を図ります。  |
| 介護保険施設サービス | 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)                       | 適切なサービスが提供されるよう、また介護職の人材確保のため、事業者との連携を図ります。<br>町内において施設整備が検討されています。   |
|            | 介護老人保健施設(老人保健施設)                          | 居宅及び介護老人福祉施設の充実により、在宅復帰という目標を果たせるよう事業者との連携を図っていきます。   |
|            | 介護療養型医療施設                                 | 町内では、介護療養型医療病床から介護老人保健施設への転換が検討されています。  |
|            | 医療療養病床からの転換分                              | 町内では、医療病床から介護老人保健施設への転換が検討されています。   |

# 第6章

## 介護保険給付費、地域支援事業費の見込額及び介護保険料

### ① 介護保険給付費、地域支援事業費の見込額

(1) 標準給付費の見込額

(単位：千円)

|                  | 平成 24 年度  | 平成 25 年度  | 平成 26 年度  | 計         |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総給付費             | 1,788,696 | 1,821,674 | 1,949,592 | 5,559,962 |
| 介護サービス           | 1,723,409 | 1,755,384 | 1,882,345 | 5,361,138 |
| 居宅サービス           | 609,992   | 637,107   | 582,237   | 1,829,336 |
| 地域密着型サービス        | 61,892    | 62,790    | 154,589   | 279,271   |
| 住宅改修費            | 11,183    | 11,688    | 12,193    | 35,064    |
| 居宅介護支援           | 76,148    | 79,605    | 75,565    | 231,318   |
| 介護保険施設サービス       | 964,194   | 964,194   | 1,057,761 | 2,986,149 |
| 介護予防サービス         | 65,287    | 66,290    | 67,247    | 198,824   |
| 介護予防サービス         | 54,461    | 54,946    | 55,434    | 164,841   |
| 地域密着型介護予防サービス    | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 住宅改修費            | 4,449     | 4,816     | 5,184     | 14,449    |
| 予防介護支援           | 6,377     | 6,528     | 6,629     | 19,534    |
| 特定入所者介護サービス等給付費  | 91,310    | 92,223    | 93,146    | 276,679   |
| 高額介護サービス等給付費     | 39,026    | 39,416    | 39,810    | 118,252   |
| 高額医療合算介護サービス等給付費 | 4,843     | 4,891     | 4,940     | 14,674    |
| 審査支払手数料          | 1,892     | 1,901     | 1,911     | 5,704     |
| 標準給付費            | 1,925,767 | 1,960,105 | 2,089,399 | 5,975,271 |

(2) 地域支援事業費の見込額

(単位：千円)

|                 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 計       |
|-----------------|----------|----------|----------|---------|
| 地域支援事業          | 40,280   | 40,683   | 41,090   | 122,053 |
| 介護予防事業          | 24,619   | 24,865   | 25,114   | 74,598  |
| 包括的支援事業         | 806      | 814      | 822      | 2,442   |
| 任意事業            | 14,855   | 15,004   | 15,154   | 45,013  |
| 保険給付費見込み額に対する割合 | 2.1%     | 2.1%     | 2.0%     | 2.0%    |

## ② 介護保険料

所得段階別保険料割合

| 保険料段階 | 対象者要件   | 基準額に対する比率 |
|-------|---|-----------|
| 第1段階  | 老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の方、または生活保護を受給している方             | 0.50      |
| 第2段階  | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方         | 0.50      |
| 特例    | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方 | 0.70      |
| 第3段階  | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、第1、2及び特例第3段階以外の方                         | 0.75      |
| 特例    | 本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がおり、本人の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方  | 0.95      |
| 第4段階  | 本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がおり特例4段階以外の方                          | 1.00      |
| 第5段階  | 本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円以下の方                               | 1.20      |
| 第6段階  | 本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円を超え190万円未満の方                       | 1.30      |
| 第7段階  | 本人が住民税課税者で、合計所得金額が190万円以上500万円未満の方                        | 1.65      |
| 第8段階  | 本人が住民税課税者で、合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の方                      | 1.85      |
| 第9段階  | 本人が住民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上の方                             | 2.00      |

# 第7章 計画の推進に向けて

## ① 推進体制

本計画は、京丹波町における高齢者に関する総合的な計画であり、その範囲が広範にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護・防災などの各機関との連携が欠かせないものになります。

このため、庁内関係部署はもとより住民、地域団体に計画の趣旨や内容の周知を図り、連携の強化、協力体制づくりを進めていきます。

また、介護保険サービス、健康づくりや介護予防に関する保健事業や福祉事業・地域福祉活動など様々なサービスや制度を含め、本計画について住民への周知を図るため、町広報紙やCATV告知放送など多様な媒体や各種事業等により情報発信・広報活動を行っていきます。

## ② 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するため、保健・医療・福祉に関して総合的な見地から推進状況を評価・確認していきます。

また、要介護認定の状況、第1号被保険者の保険料の収納状況、サービスの需給状況などについて適宜、検討を行い介護保険財政の健全運営を図っていきます。

一方、計画推進の母体となる地域包括支援センター及び地域密着型サービス等の公正・中立性の確保並びに適切な運営を図るため協議を行います。

**京丹波町高齢者福祉計画  
及び第5期介護保険事業計画  
(概要版)**

平成24年3月

編集・発行：京丹波町 保健福祉課

所在地：〒622-0311 京都府船井郡京丹波町和田田中6番地1

TEL：0771-86-1800 FAX：0771-86-1233